

人事行政の運営等の状況

埼玉東部消防組合

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況

平成25年度の職員採用は24人でした。

(2) 再任用職員採用の状況

平成25年度は、再任用職員の採用はありません。

※「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

(3) 職位別任用状況

平成26年3月末日現在、副主幹級以上の職の総数は175あり、平成25年度中における昇任者数の内訳は、下表のとおりです。

職位 (階級)	副主幹級 (消防司令)	主幹、課長級 (消防司令長)	次長・参事級 (消防監)	消防長 (消防正監)
昇任(人)	15	6	3	0

(4) 職員の退職の状況

平成25年度における職員の退職の状況は、下表のとおりです。

	人数(人)
定年退職	13
勸奨退職	2
自己都合退職	5
その他(死亡、免職、失職)	1
退職者計	21

(5) 所属別職員構成の状況

各年4月1日現在

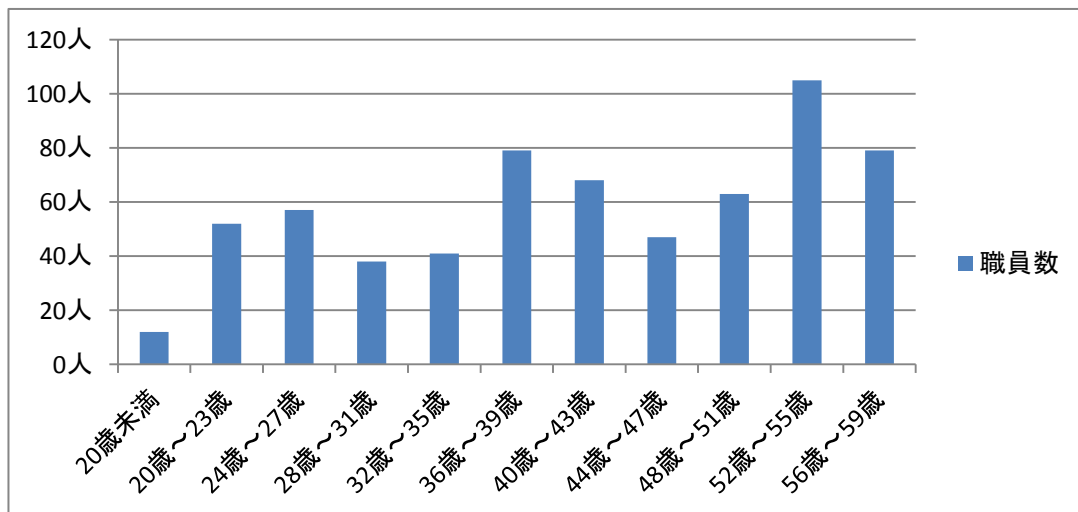
区分 所属	職員数(人)		対前年比増減数 (人)
	平成24年	平成25年	
消防局	-	2	-
総務課	-	21 (2)	-
消防課	-	7	-
救急課	-	6	-
予防課	-	8	-
指令課	-	15	-
小計	-	59 (2)	-
加須消防署	-	146	-
加須消防署	-	58	-
加須南分署	-	22	-
騎西分署	-	22	-
北川辺分署	-	22	-
大利根分署	-	22	-
久喜消防署	-	167	-
久喜消防署	-	61 (1)	-
東分署	-	25	-
鷲宮分署	-	31	-
菖蒲分署	-	25	-
栗橋分署	-	25	-
幸手消防署	-	86	-
幸手消防署	-	67	-
西分署	-	19	-

白岡消防署	-	71	-
白岡消防署	-	52 (1)	-
篠津分署	-	19	-
杉戸消防署	-	69	-
杉戸消防署	-	50	-
泉出張所	-	19	-
宮代消防署	-	43	-
宮代消防署	-	31	-
中島出張所	-	12	-
小計	-	582 (2)	-
合計	-	641 (4)	-

※ () は派遣中及び休職中の職員数の内書き

(6) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
職員数	12人	52人	56人	38人	41人	79人
40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
68人	47人	63人	105人	80人	0人	641人



2 職員の給与の状況

消防組合職員の給与等については、人事院勧告に準拠した給与の改定を実施しています。

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
平成24年度	456,435 人	6,053,053 千円	175,917 千円	5,297,280 千円	87.6 %

※人件費には、特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成25年度一般会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成25年度	641 人	2,408,941 千円	616,289 千円	922,581 千円	3,947,811 千円	6,159 千円

※職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

平均年齢(歳)	41.4
平均給料月額(円)	321,810
平均給与月額(円)	384,027

※職員の基本給の平均です。

※給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

単位：円

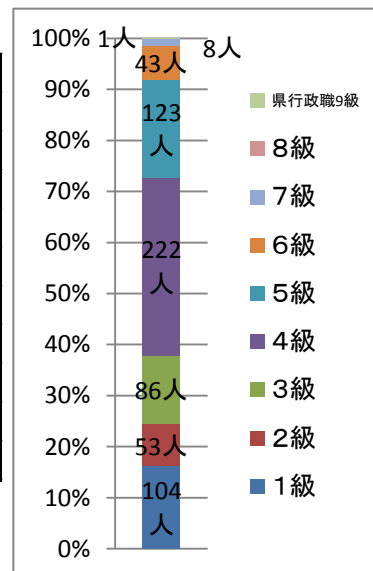
区分	埼玉東部消防組合	埼玉県	国(公安職)
大学卒	178,800	178,800	204,500
高校卒	149,800	144,500	166,700

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在） 単位：円

区分	経験年数		
	10年	15年	20年
大学卒	277,133	328,450	358,500
高校卒	241,066	290,820	333,212

(6) 消防吏員の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	階級	標準的な職務内容	職員数	構成比
県行政職9級	消防正監	消防局長	1人	0.2%
	8級	消防監	0人	0.0%
	7級	消防監	8人	1.3%
	6級	消防司令長	43人	6.7%
	5級	消防司令	123人	19.2%
	4級	消防司令補	222人	34.7%
	3級	消防士長	86人	13.4%
	2級	消防副士長	53人	8.3%
	1級	消防士	104人	16.3%
	計		640人	100.0%



(7) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

埼玉東部消防組合	国
一人当たり平均支給額(平成25年度) 1,439千円	—
平成25年度支給割合 期末手当 2.6月 勤勉手当 1.35月	平成25年度支給割合 期末手当 2.6月 勤勉手当 1.35月
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

② 退職手当(平成25年4月1日現在)

埼玉東部消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

※埼玉東部消防組合は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の退職手当条例に基づくものです。

③ 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給率		3%
平成25年度決算	支給実績	90,322千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	141千円

④ 時間外勤務手当

区分	平成25年度
支給実績	81,212千円
支給職員1人当たり平均支給年額	138千円

⑤ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成25年度)		22,500千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		38,927円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		90.2%
手当の名称	支給範囲	支給単価
出勤手当	火災その他の災害活動に従事した者	1回 400円
救急・救助手当	救急・救助活動に従事した者	1回 300円
	救急救命士法第44条に定める救急救命処置に従事した救急救命士	1回 500円
潜水手当	潜水救助活動に従事した者	1回 1,000円

⑥その他の手当

手当名	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	116,604 千円	262 千円
住居手当	31,666 千円	103 千円
通勤手当	33,847 千円	60 千円
休日勤務手当	114,179 千円	245 千円
夜間勤務手当	28,084 千円	80 千円
管理職手当	89,488 千円	511 千円
管理職員特別勤務手当	8,387 千円	48 千円
児童手当	49,330 千円	206 千円

(8) 特別職の報酬の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	報酬年額
管理者	87,000 円
副管理者	75,000 円

区分	報酬年額
議長	80,000 円
副議長	65,000 円
議員	62,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分（国も一週間当たり38時間45分）と定められており、毎日勤務者（主に消防局など）と交替制勤務者（消防署や指令課勤務者）で勤務体系が異なります。

毎日勤務者は、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までが勤務時間（休憩時間を除く。）となっています。

交替制勤務者は、3週間を1サイクルとした変則3部制勤務を採っており、朝8:30から翌朝8:30までの24時間のうち、休憩時間や深夜の仮眠時間を除く15時間30分が勤務時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることが目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族が負傷、疾病又は老齢などにより2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は、9.5日となっています。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

平成25年度に育児休業を取得した職員は1人（女性）で、部分休業を取得した職員はいませんでした。

また、平成20年1月から、小学校就学の始期に満たない子を持つ職員を対象に、週20時間から25時間の短縮勤務を可能とする育児短時間勤務制度を導入しました。平成24年度に育児短時間制度を利用した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成25年度において、分限処分（免職・降任・休職）を受けた職員は2人（免職・休職）でした。

(2) 懲戒処分の状況

平成25年度において、懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けた職員は2人（戒告）でした。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成25年度中に実施した研修は、下表のとおりです。

研修区分	コース数	のべ人数
消防組合独自研修	2	1,183
消防大学校研修	5	5
埼玉県消防学校研修	11	69
救急救命士関連研修	9	112

(2) 職員の勤務成績の評定

役職職員については、指導・統率、責任感、仕事の速度・確実性、企画、判断を、また、一般職員については、勤勉、責任感、仕事の速度・確実性、注意力、職務知識を評定し、昇任、昇格及び人事配置の参考としています。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の概要

職員の福利厚生制度は、主に埼玉県市町村職員共済組合により実施されております。

共済組合では、病気、ケガ、出産、死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて三つの事業を行っています。

(2) 公務災害の発生状況

平成25年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、4件でした。

7 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度は、該当ありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成25年度は、該当ありませんでした。